

## 2023 年度春学期 サークル各種手続きについて

### 【目次】

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 公認サークル継続・新規設立申請手続きについて…………… | 1 |
| 2. 課外活動補助金申請について……………          | 4 |
| 3. 部室について……………                 | 4 |
| 4. その他……………                    | 6 |

### 1. 公認サークル継続・新規設立申請手続きについて

#### ①概要

早稲田大学のサークル「公認」資格は年度更新となっています。公認サークルを次年度も継続したい、または公認サークルを新規設立したい場合、指定の期間に所定の手続きを行う必要があります。「公認」資格を継続しないサークルは公認サークルではなくなり、2023年7月1日以降、各種便宜供与（学生会館の使用等）が受けられなくなります。

なお、2023年度の公認サークル継続・新規設立申請手続きは、昨年度と同様に一部の手続きを除き、web申請となります。以下の内容を必ず確認の上、漏れのないように手続きを行ってください。

参考資料：[2022年度公認サークル一覧](#)（団体の種類や分類番号を各自でご確認ください）

#### ②サークル講習会について

公認サークルの継続・新規設立申請、課外活動補助金申請を行うためには、サークル講習会への参加が**必須**となります。2023年度のサークル講習会はZoomにて開催します。サークル三役は、MyWasedaの申請フォームから参加希望日・参加者の情報を入力してください。申請のあったサークル三役および参加者にZoomのURLを通知します。

【サークル講習会】（各回40分～60分程度の予定）

- (1) 開催日時：2月24日（金）15:00～  
2月28日（火）15:00～  
3月2日（木）15:00～

※各回、10分前から入室可能です。

※途中参加は不可とします。サークル講習会開始後は入室を許可しません。

※出席確認ができないサークルは3月6日（月）からの継続・新規設立申請手続きができません。

- (2) 申請方法：以下のMyWasedaの申請フォームから必要事項を入力してください。

- ・[公認サークル継続申請用 サークル講習会 参加申込フォーム](#)
- ・[公認サークル新規設立申請用 サークル講習会 参加申込フォーム](#)
- ・[課外活動補助金のみ申請の個人・サークル用 サークル講習会 参加申込フォーム](#)

※サークル三役の内いずれか1名が申請してください。

- (3) 申請期間：2月1日（水）10:00～2月10日（金）23:59

(4) 申請者：以下のとおり申請権限を付与します。

- ・公認サークル継続申請：1月31日（火）時点で大学に登録されている三役
- ・公認サークル新規設立申請：1月31日（火）時点の正規生
- ・課外補助金のみ申請の個人・サークル：1月31日（火）時点の正規生

(5) 参加者：原則、サークル三役の内いずれか1名以上が参加してください。

### ③公認サークル継続・新規設立申請について

2023年度の公認サークル継続・新規設立申請は、一部の手続きを除き、web申請で行い、会長やサークル会員の署名・捺印を省略します。

(1) 申請方法：以下のMyWasedaの申請フォームから必要事項を入力してください。

- ・[公認サークル継続申請用フォーム](#)
- ・[公認サークル新規設立申請用フォーム](#)
- ・[課外活動補助金のみ申請の個人・サークル用フォーム](#)

※サークル三役の内いずれか1名が申請してください。

(2) 申請期間：3月6日（月）10:00～3月15日（水）23:59

(3) 申請者：以下のとおり申請権限を付与します。

- ・公認サークル継続申請：3月3日（金）時点で大学に登録されている三役
- ・公認サークル新規設立申請：サークル講習会の参加申請時に登録した三役
- ・課外補助金のみ申請の個人・サークル：サークル講習会の参加申請時に登録した三役・個人

※新規設立を希望する学術院承認サークルは、申請期間前に所属の学術院事務所まで相談してください。

### ④サークル会長の確認について

これまで公認サークル継続・新規設立申請の際に必要としていた会長の署名・捺印は省略しますが、従来どおり、サークル会長の申請内容の確認が必要となります。MyWasedaの申請フォーム内に格納されている書式（エクセル）に必要事項を入力の上、会長に送付してください。

(1) 確認方法：MyWasedaの申請フォーム（P2 1-③を参照）内に格納されている書式に必要事項を入力の上、サークル会長にメール等で確認を依頼してください。

(2) 確認期間：3月6日（月）～3月15日（水）

※会長の兼務について

公認サークルの会長の兼務は、2サークルまでとなります。ただし、「学生の会」「学生稲門会」「学術院承認サークル」については、同一種類の会長を兼ねることはできません。たとえば、「学生の会」と「同好会」それぞれ1サークルの兼務は可能ですが、「学生の会」2サークルの兼務はできません。また、教授（任期付）、准教授（任期付）は会長となれるのは、1サークルのみとなります。

## ⑤「サークル会員名簿」の提出について

サークル三役の内いずれか1名がエクセルで作成した「サークル会員名簿」を提出の上、各サークル会員が所属サークルをMyWasedaから申請することで、サークル会員の署名・捺印を省略します。サークル会員には、三役から申請方法および申請期間を伝達してください。

### (1) 【サークル三役対応】「サークル会員名簿」提出方法

MyWasedaの申請フォーム（P2 1-③を参照）内に格納されている書式にサークル会員の情報を入力の上、申請フォームから提出してください。

### (2) 【サークル三役対応】「サークル会員名簿」提出期間

公認サークル継続・新規設立申請時に、新2年生（現1年生）以上の会員名簿を提出してください。

3月6日（月）10:00～3月15日（水）23:59

また、以下の期間で2023年度の新入生を含めた追加提出を受け付けます。

4月10日（月）10:00～4月24日（月）23:59

※5月以降も毎月、提出期間を設定します。

### (3) 【サークル会員対応】所属サークルの申請方法

各サークルの会員は以下のMyWasedaの申請フォームから所属するサークル名を入力してください。

[所属サークルの登録フォーム](#)

4月10日（月）10:00～4月24日（月）23:59

※5月以降も毎月、申請期間を設定します。

### ※公認サークルの設立要件について

「サークル会員名簿」に記載があっても、所属のサークル会員から登録申請がない場合、サークル会員としてカウントされません。公認サークルの設立要件である「早大生のみで21名以上、かつ2学部以上にまたがって構成員があること」を満たしていない場合、公認サークルの継続ができなくなりますので、注意してください。（設立要件は4月30日（日）までに満たしてください。）

## ⑥「会計報告書」の提出について

公認サークル継続・新規設立申請のためには、MyWasedaの申請と併せて2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の「会計報告書」および領収書を提出する必要があります。

### (1) 提出方法

MyWasedaの公認サークル継続・新規設立申請フォームから書式をダウンロードの上、必要事項を入力し、期間内に学生生活課<課外デスク>窓口または郵送にて提出してください。また、領収書の提出が必要なサークルは、「会計報告書」3枚目の領収書貼付用紙を印刷の上、領収書を貼り付け、期間内に学生生活課<課外デスク>窓口または郵送にて提出してください。

### (2) 提出期間

4月3日（月）～4月7日（金）

※窓口提出の場合は事務所開室時間まで（2023年1月現在：16:00）、郵送提出の場合は当日消印有効

(3) 郵送提出の場合の郵送先

〒162-8644 新宿区戸山1-24-1 早稲田大学学生生活課＜課外デスク＞

※封筒に「会計報告書在中（サークル名）」と付記してください。

※郵送事故等は勘案できません。また、学生生活課から受領の連絡は行いません。到着状況の確認を希望するサークルは「特定記録」や「レターパック」等の利用を推奨します。

※送料はサークル負担となります。

⑦結果発表について

6月中旬に学生生活課webサイトに2023年度公認サークルの一覧を掲出します。

## 2. 課外活動補助金申請について

①概要

課外活動補助金とは、あらかじめ申請した講演会、演劇・演奏公演、スポーツ大会、遠征等のイベントに対して、各サークルの補助金年度予算を上限として、その経費の半額を交付する制度です。

課外活動補助金を希望するサークルは、「[課外活動補助金申請要項（2023年度）](#)」を熟読し、上記公認サークルの継続および新規設立申請の手続き時に併せて申請してください。

**※課外活動補助金申請には、「サークル講習会」（P1 1 - ②を参照）の参加が必須となります。**

②公認サークル以外の団体、または個人が申請する場合

MyWasedaの申請フォーム（P2 1 - ③を参照）から必要事項を入力してください。

③結果発表について

6月中旬に学生生活課webサイトに2023年度課外活動補助金決定コース・年間予算額・対象イベントの一覧を掲出します。

## 3. 部室について

①部室使用基準について

(1) 学生の会

学生の会には原則「単独部室」が割り当てられ、毎年、公認サークル継続申請をすることで、その使用を継続することができます。したがって、学生の会のサークルは、「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出は不要です。ただし、前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれも提出しなかったサークルについては、その使用が制限され、曜日指定部室利用（週3日利用）に変更されます。

(2) 同好会・学術院承認サークル・学外NPO等に所属するサークル

学生の会ではない公認サークルは、条件を満たすことで部室を使用することができます。

②単独部室を新規で使用するための条件

同好会、学外NPO等に所属するサークル・学術院承認サークルは、以下の条件を満たし、大学が認めた場合に単独部室の使用ができます。

#### (1) 同好会の場合

以下の条件を満たし、学生の会へ昇格すること。

- ・ 同好会として5回以上連続して公認サークル継続申請を行い、その後さらに5回以上連続して「学生の会設立申請書」を公認サークル継続申請手続き期間中に学生生活課へ提出していること
- ・ 前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ、申請期間中毎年提出していること
- ・ 設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと
- ・ 学生の会昇格にふさわしいサークルであること

#### (2) 学外 NPO 等に所属するサークル・学術院承認サークルの場合

以下の条件を満たすこと。

- ・ 公認サークルとして5回以上連続して公認サークル継続申請を行い、その後さらに5回以上連続して「単独部室使用申請書」を公認サークル継続申請手続き期間中に学生生活課へ提出していること
- ・ 前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ、申請期間中毎年提出していること
- ・ 設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと

**※「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出申請を希望するサークルは、継続申請期間中（3月6日（月）～15日（水））に以下の申請フォームにて申請してください。申請要件を満たしている場合、申請書を送付します。**

[2023年度「学生の会設立申請」/「単独部室使用申請」/「サークル名称変更申請」フォーム](#)

#### ③単独部室を継続して使用するための条件

- ・ 公認サークルであること。
- ・ 前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出していること。いずれも提出しなかったサークルについては、その使用が制限され、曜日指定部室利用（週3日利用）に変更されます。

#### ④曜日指定部室について

##### (1) 使用可能日数

以下のような条件に応じて、使用可能日数が異なります（最長週3日）。

＜週3日使用＞：10回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

＜週2日使用＞：5回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

＜週1日使用＞：2回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

**※いずれの場合でも、曜日指定部室の使用を希望する前年度に、「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出している必要があります。**

##### (2) 申込方法

2023年度の曜日指定部室について、公認サークル継続申請手続きを行ったサークルに対して、学生生活課の窓口で申し込みを受け付けます。各サークルの使用権利日数は、3月下旬に学生生活課のホームページに

掲載します。詳細は3月下旬に学生生活課ホームページに掲載する「2023年度曜日指定部室の手続きについて」をよく確認してください。

#### **4. その他**

サークル名称の変更を希望する場合は、公認サークル継続申請期間中（3月6日（月）～15日（水））に以下の申請フォームにて申請してください。申請要件を満たしている場合、申請書を送付します。なお、サークル名は原則、登録してから3年間は変更できません。

[2023年度「学生の会設立申請」/「単独部室使用申請」/「サークル名称変更申請」フォーム](#)

以 上